

議案第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成23年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、鳥取県税条例の一部を改正することについて、次のおり専決処分をする。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改	正	後	改	正	前
附	則	後	改	正	前
附	則	後	改	正	前
(施行期日等)	(施行期日)	後	改	正	前
第1条	この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年	第1条	この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年	第1条	この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年
法律第	号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行	法律第	号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行	法律第	号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行
する。	ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から	する。	ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から	する。	ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から
ら施行する。	施行する。	ら施行する。	ら施行する。	ら施行する。	ら施行する。
(1)	第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2	(1)	第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2	(1)	第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2
の改正規定並びに	附則第6条の規定	の改正規定並びに	附則第6条の規定	の改正規定	平成23年4月1日
(2)	第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改	(2)	第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改	(2)	第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改
める部分を除く。）	、第15条の改正規定、第68条の改正規定、	める部分を除く。）	、第15条の改正規定、第68条の改正規定、	める部分を除く。）	、第15条の改正規定、第68条の改正規定、
第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第	134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及	第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第	134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及	第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第	134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及
び第153条の改正規定	規則で定める日	び第153条の改正規定	規則で定める日	び第153条の改正規定	平成23年6月1日
(3)～(5)	略	(3)～(5)	略	(3)～(5)	略

2 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第13号）による改正後の改正法の趣旨を踏まえ、この条例の円滑な施行に關し必要な経過措置は、規則で定める。

(この条例の失効)

第6条 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が当該改正法を踏まえた新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(この条例の失効)

第6条 この条例の規定は、改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。